

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)							
事業名	スポーツ仲裁活動推進事業		担当部局庁	スポーツ・青少年局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・未定		担当課室	競技スポーツ課		競技スポーツ課長 杉浦 久弘	
会計区分	一般会計		政策・施策名	スポーツの振興 X II-3 我が国の国際競技力の向上			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	—		関係する計画、 通知等	スポーツ基本計画(平成24年3月30日策定) スポーツ立国戦略(平成22年8月26日策定) スポーツ振興基本計画(平成18年9月21日改定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>競技者やコーチ等の競技支援者は、競技団体の管理下に置かれ、その決定に従うことが求められるため、競技者等が競技団体の決定に不服がある場合、第三者にその決定の当否について判断を仰ぐことができ、紛争が迅速・円滑に解決される仕組み(仲裁)の存在が、スポーツ界のインフラとして重要である。</p> <p>一方、仲裁は競技者等の申立と競技団体の合意によって成立するため、当事者双方の理解が不可欠であるが、競技団体の紛争解決手続(仲裁の自動受託条項など)の整備状況も踏まえると、現状は十分な理解を得ているとは言いがたい。</p> <p>そのため、競技者及び競技団体等に対する普及・啓発活動を行い理解増進を図るとともに、仲裁活動の中核的な人材を育成して体制充実を図り、もって仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資するものである。</p>						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	財団法人日本アンチドーピング機構のドーピング防止研修と連携し、トップレベルの競技者約2,000人、約70の競技団体等へ研修を行い、スポーツ仲裁の趣旨や手続などの理解増進を図るとともに、仲裁活動の中核的な人材を育成する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	21	21	21	21	
		補正予算	-	-	-	-	
		繰越し等	-	-	-	-	
	計	21	21	21	21		
	執行額		30	29			
執行率(%)		142.9%	138.1%				
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、スポーツ仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資することを目的としており、定量的な指標にはなじまない。	成果実績					
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	紛争・仲裁に関する研修会の開催数	活動実績 (当初見込み)	回		27 ( 72 )	31 ( 73 )	— ( 77 )
単位当たり コスト	研修会開催1回当たりのコスト(327,427円/1回)		算出根拠	単位当たりコスト=平成24年度スポーツ仲裁活動推進事業「スポーツ仲裁等の理解増進のための活動」執行額(10,150,245円)÷研修会開催数(31回)			
平成 25 ・ 26 年度 予算 内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	スポーツ振興事業委託費	21百万円	21百万円				
	計	21百万円	21百万円				

事業所管部局による点検														
		項目	評価	評価に関する説明										
国費投入の		広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	<p>本事業は、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画においてその必要性が明記されるなど、政策の優先度が極めて高い事業である。スポーツ界の透明性や公平・公正性を向上させることは、誰もが安全かつ公正な環境の下でスポーツに参画できる機会を充実させるための基礎条件であり、次代を担う青少年が、スポーツを通じて、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度等を培っていくためにも重要であることから、広く国民のニーズがある事業である。なお、スポーツ仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資するといった目的を達成するためには、統括競技団体、中央競技団体、(一財)日本スポーツ仲裁機構、(公財)日本アンチ・ドーピング機構との連携を図りながら事業を進めることが重要であることから、国が総合的に推進していく必要がある。</p>										
		地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○											
		明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○											
事業の効率性		競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	<p>支出(委託)先の選定に当たっては、十分な公告期間を確保した上で公募(企画競争)を実施しており、その妥当性や競争性を確保しているところ。 なお、委託事業の契約及び委託額の確定手続きに当たっては、事業経費の費目・使途の内容を厳正に審査するなど、その必要性について適切にチェックを行っているところである。</p>										
		受益者との負担関係は妥当であるか。	○											
		単位当たりコストの水準は妥当か。	○											
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○											
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○											
		不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-											
事業の有効性		事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	<p>民間団体に対する委託事業として実施しているが、効果的にスポーツ仲裁の体制整備を実現するためにも、統括競技団体、中央競技団体、(一財)日本スポーツ仲裁機構、(公財)日本アンチ・ドーピング機構と協議し、効率的かつ実効性の高い運用を行っているところ。 活動実績については、当初見込みを下回っているが、研修会の内容の充実を図ったものであり、普及・啓発活動によるスポーツ仲裁制度の理解増進は着実に図られている。</p>										
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△											
		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-											
重複排除		類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業番号</th> <th>類似事業名</th> <th>所管府省・部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業番号	類似事業名	所管府省・部局名						
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名											
点検結果		<p>・予算の執行状況に係る点検方法については、委託先団体から提出される委託事業完了報告書、証拠書類(賃金出納簿、見積書、納品書、請求書、領収書等)により適切な執行がなされているか、検査を行っている。 ・資金の流れ、使途の点検方法については、定期的に事務担当者との連絡を取り、事業の進捗状況と経費支出状況を聴取している。 ・活動実績に係る点検方法については、委託先団体から提出される委託事業完了報告書により、事業の実施内容や目標の達成具合について確認している。 ・本事業により、スポーツ仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資することを目的として、スポーツ仲裁制度の普及・啓発、体制の整備推進を図っているが、仲裁の自動受託条項の整備状況、(公財)アンチ・ドーピング機構の加盟競技団体数の増加等を踏まえ、限られた予算の範囲内でいかに効率的にスポーツ仲裁活動を推進していくかが課題となっており、事業内容の精査を図っていく必要がある。</p>												
外部有識者の所見														
外部有識者による点検対象外														
行政事業レビュー推進チームの所見														
事業内容の改善		<p>1. 事業評価の観点:この事業は、競技者及び競技団体等に対する「仲裁」の普及・啓発活動を行い、仲裁活動の中核的な人材育成・体制充実を図り、仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資することを目的とした事業であり、事業成果等の検証の観点から検証を行った。 2. 所見:当該事業は、活動実績が当初見込みを下回っており、事業成果についてしっかりと検証した上で、事業内容の見直しを図り、事業の適性化・効率化、コスト削減に努めるべきである。</p>												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況														
縮減		<p>活動実績については、当初見込みを下回っているが、国民体育大会をはじめ、各種競技大会におけるパンフレット配布等による普及・啓発活動など、多様な方法による教育・啓発活動により内容を充実し、研修会の開催回数を制限したものである。競技団体におけるスポーツ仲裁自動受託条項採択率の増加など、スポーツ仲裁制度の理解増進は着実に図られている。しかし、更なる事業の適正化・効率化を図るため、積算を見直し、概算要求に▲0.2百万円反映した。</p>												
備考														
<p>スポーツ基本計画について: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/index.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/index.htm</a>          スポーツ立国戦略について: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/rikkoku/1297182.htm</a>          スポーツ振興基本計画について: <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm</a></p>														
関連する過去のレビューシートの事業番号														
	平成22年	-	平成23年	新23-0082	平成24年	0384								

※平成24年度実績を記入。

文部科学省  
29百万円

競技者及び競技団体等に対する普及・啓発活動を行い、理解増進を図るとともに、仲裁活動の中核的な人材を育成して体制充実を図り、もって仲裁活動の実効性を高め、透明性の高い公平・公正なスポーツ界の実現に資する。



【公募・委託】

A. スポーツ仲裁活動推進事業：29百万円  
一般財団法人日本スポーツ仲裁機構

スポーツ仲裁等の趣旨や手続について、競技団体や競技者などへ研修等を行って理解増進を図る。  
また、スポーツ法・ドーピング法などに造詣のある弁護士や研究者等を多様な紛争事例がある国へ一定期間派遣して実務経験を積ませるなど、スポーツ仲裁活動の中核的人材を育成する。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

A.一般財団法人日本スポーツ仲裁機構			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賃金	理解増進のための活動事務担当者賃金、 海外機関研修者賃金	9			
旅費	理解増進のための活動事務担当者旅費、 海外機関研修者旅費	9			
諸謝金	講師謝金、執筆謝金、校閲謝金、アウトリー チ展示物作成作業謝金等	3			
借損料	研修会会場借料等	2			
印刷製本費	ガイドブック印刷、研究会使用教材印刷	2			
通信運搬費	研修会資料送料等	1			
その他	消耗品費、雑役務費等	1			
一般管理費	上記経費の10%	3			
計		29	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般財団法人日本スポーツ仲裁機構	スポーツ仲裁について、競技団体や競技者などへの理解増進を図るとともに、海外研修によりスポーツ仲裁活動の中核的人材を育成する。	29	企画競争	—